

保険金請求のご案内

保険金請求WEB受付

簡単！便利！

組合員番号をご確認のうえ、スマートフォンからQRコードを読み取り、「ささえ愛ネット保険金請求手続き」からガイドに従い入力してください。

「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



WEBで簡単に保険金請求手続きができます



- ①ご本人（未成年者の場合は親権者）のお手続きであること。
- ②保険金の振込指定口座がご本人名義であること。
- ③ケガの場合は治療が終了していること。



次の場合はWEB手続きで書類のダウンロード、アップロードが必要となります。請求書類はWEB画面から取り出すことができます。

- ・保険金の振込指定口座がご本人名義以外の場合は保険金請求書の作成が必要です。
- ・ケガ、病気の保険金のご請求額が30万円※を超える場合は診断書が必要です。
- ※ガン・急性心筋梗塞・脳卒中の場合に保険金をお支払いする特約がセットされているご契約の場合は10万円となります。

の
ご
案
内
求
保
金
請
求

WEBで簡単に事故連絡ができます



保険金請求に必要な書類を知りたい、診断書などの所定用紙がほしい、といった場合もご利用ください。
メールまたはSMSにより保険金請求のお手続きについて速やかにご案内します。

WEBでいつでもどこでも待ち時間がなく、ペーパーレスで簡単に手続きできます!!

お客様の声

<グループ会社勤務 Sさんより>

日中は忙しく保険金請求の連絡ができなかつたけど、帰宅後時間があるときにネットで連絡できて助かりました！

<お子さんがケガをした Mさんより>

これまで保険金請求書類を何枚も書くのが面倒だったけど、WEBで入力するだけなので、すごく簡単に請求できてよかったです。

【本システム入力に関するお問合せ】

三井住友海上火災保険(株) 中部火災新種損害サポート部 傷害疾病保険金お支払いセンター

TEL : 052-203-3227 受付時間：平日9:00～17:00 ※土日・祝日・年末年始は除きます

保険金請求に関するご案内



1 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

2 保険金支払いの履行期



引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}

(*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

3 保険金のご請求時にご提出いただく書類



被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、戸籍謄本等）
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・休業・所得証明書
- ・所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書等）
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類
- およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

4 賠償事故が発生した場合の注意事項



法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできることなどがありますのでご注意ください。

〈示談交渉サービス〉

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお受けいたします。なお、示談交渉をお受けした場合でも、話し合いで解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じて被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することができます。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被保険者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

※受託物賠償責任補償特約・借家人賠償責任補償（オールリスク）特約には示談交渉サービスはありません。示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることができますのでご注意ください。

〈示談交渉を行うことができない主な場合〉

次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。

○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合

○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合

○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合



5 代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

（＊）法律上の配偶者に限ります（内縁関係にある方は含みません）。ただし、P.52の被保険者（補償の対象者）の範囲の「配偶者」は内縁関係にある方も含みます。

●実費を補償する保険金については、出費を証明する資料の提出が必要となります。

6 その他ご注意事項



- 携行品損害保険金の対象となる盗難事故が発生した場合、必ず警察に届け出てください。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数や就業不能期間・就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- 既に存在していた身体の障害または疾病の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。